

報道資料

令和2年7月9日
国家公務員倫理審査会

指定職以上の職員に係る贈与等報告書（令和元年度分）並びに本省審議官級以上の職員に係る株取引等報告書及び所得等報告書（令和元年分）の提出状況等について

1. 贈与等報告書について

令和元年度分の贈与等報告書は、四半期ごとに本省課長補佐級以上の職員から各省各庁の長等に対して提出され、そのうち、指定職以上の職員の提出した贈与等報告書については、その写しが国家公務員倫理審査会に送付されており、審査会ではその審査、分析等を行っています。

贈与等の報告制度の概要（国家公務員倫理法第6条）

- (1) 本省課長補佐級以上の職員は、事業者等からの贈与等（1件5千円を超えるもの）に関する報告書を、各省各庁の長等に提出する義務があります。
- (2) 提出された報告書のうち、1件2万円を超えるものは、閲覧の対象となります。
- (3) 指定職以上の職員の報告書の写しは、国家公務員倫理審査会に送付されます。

提出数及びその内訳（別添参照）

指定職以上の職員に係る贈与等報告書の写しの送付件数は、3,471件となっており、その内訳は、金銭、物品等の供与関係（以下「贈与関係」という。）が105件（3.0%）、飲食の提供等関係（以下「飲食等関係」という。）が2,857件（82.3%）（うち立食パーティー2,402件）、報酬関係が509件（14.7%）となっています。

これを前年度と比べると、総件数で43件の減（1.2%減）となっています。

その内訳は、贈与関係が40件の増（61.5%増）、飲食等関係が40件の減（1.4%減）、報酬関係が43件の減（7.8%減）となっています。

また、贈与等報告書を提出した指定職以上の職員は738名（対前年度77名減）でした。

2. 株取引等報告書及び所得等報告書について

令和元年分の両報告書は、令和2年3月1日から同月31日までの間に本省審議官級以上の職員から各省各庁の長等に対して提出され、その写しが国家公務員倫理審査会に送付されており、審査会ではその審査、分析等を行っています。両報告書の提出の状況及び審査の状況は、次のとおりです。

株取引等、所得等の報告制度の概要（国家公務員倫理法第7条、第8条）

(1) 株取引等報告書について

本省審議官級以上の職員は、前年において行った株券等の取得又は譲渡（本省審議官級以上の職員である間に行ったもの）に関する報告書を、各省各庁の長等に提出する義務があります。

(2) 所得等報告書について

本省審議官級以上の職員（前年1年間を通じて本省審議官級以上の職員であった者）は、所得金額及び贈与税の課税価格に関する報告書を、各省各庁の長等に提出する義務があります。

(3) 両報告書の写しは、国家公務員倫理審査会に送付されます。

(1) 株取引等報告書の提出数等

各省各庁の長等から送付された報告書の写しの件数は、48件と前年より5件の減となっています。

審査の結果、職務と関係のある事業者等からの不適切な株式等の贈与や国民の疑惑や不信を招くような取引等は見受けられませんでした。

(2) 所得等報告書の提出数等

各省各庁の長等から送付された報告書の写しの件数は、1,354件と前年より16件の減となっています。

審査の結果、職務と関係のある事業者等からの不適切な贈与や報酬など国民の疑惑や不信を招くようなものは見受けられませんでした。

以 上

問 合 せ 先	国家公務員倫理審査会事務局 参 事 官 阿部 弘幸 倫理審査官 山崎 謙太郎 電話(03)3581-5311(内線2820) (03)3581-5344(直通)
------------------	---

指定職以上の職員に係る贈与等報告書の提出件数(令和元年度)

区分 府省等名	金銭、物品等の供与		飲食の提供等			報酬		合計	
	件数	うち2万円超	件数	うち2万円超	うち立食パーティー	件数	うち2万円超	件数	うち2万円超
会計検査院			32		32			32	
人事院			2			2		4	
内閣官房			16	8	16	3	3	19	11
内閣法制局			6		1	5	5	11	5
内閣府	1		33	1	23	16	2	50	3
公正取引委員会	5					1	1	6	1
国家公安委員会			1		1	2	2	3	2
警察庁			27		27	5	4	32	4
金融庁			90	10	81			90	10
消費者庁	1							1	
復興庁	3		3		1			6	
総務省	2	1	10		10	10	8	22	9
消防庁						1		1	
法務省	6	1	88		64	294	181	388	182
出入国在留管理庁	9		10		1	1		20	
外務省	30	11	181	12	24	27	17	238	40
財務省	3	1	63	3	53			66	4
国税庁			87		82			87	
文部科学省	2		187	9	153	44	14	233	23
スポーツ庁			61	15	54	5	5	66	20
文化庁	4	2	20	3	13	1	1	25	6
厚生労働省	8	2	120	7	111	50	28	178	37
中央労働委員会	3		6		6			9	
農林水産省	16	1	268	28	241	5	3	289	32
林野庁			106	4	102	1	1	107	5
水産庁			44	3	38			44	3
経済産業省	1		258	7	205	30	12	289	19
資源エネルギー庁			9		8			9	
特許庁			65	2	65			65	2
中小企業庁			2		1			2	
国土交通省	6	5	797	28	762	4	3	807	36
観光庁	3	3	100	4	75			103	7
気象庁			17		17			17	
運輸安全委員会			9		6			9	
海上保安庁	1		114		110			115	
環境省			25	2	19	2	1	27	3
原子力規制委員会	1							1	
合計	105	27	2,857	146	2,402	509	291	3,471	464

(前年度との件数比較)

区分 年度	金銭、物品等の供与		飲食の提供等			報酬		合計	
	総数	うち2万円超	総数	うち2万円超	うち立食パーティー	総数	うち2万円超	総数	うち2万円超
平成30年度	65	16	2,897	142	2,299	552	312	3,514	470
前年度比(件数)	40	11	▲ 40	4	103	▲ 43	▲ 21	▲ 43	▲ 6

- (注) 1. 報酬とは、原稿料、講演料等である。
2. 提出された報告書がない府省等は省略した。